

令和 7 年 度

業務設計書（公示用）

業務名： 国庫補助事業 3・4・14米里・行啓通（南14条西13丁目939番2地先
～福住・桑園通間）電線共同溝管理図作成業務

令和 7 年 4 月 単価適用

建設局土木部工事課街路工事三係

位置図

1/10,000



菊水・旭山公園通

福住・桑園通

3・4・14米里・行啓通

札幌視覚
支援学校

西13丁目線

国道230号

環状通

業務名：国庫補助事業 3・4・14米里・行啓通
(南14条西13丁目939番2地先～福住・桑園通間)
電線共同溝管理図作成業務
業務箇所：札幌市中央区南14条西13丁目ほか

400m

()	業務名	国庫補助事業 3・4・14米里・行啓通（南14条西13丁目939番2地先 ～福住・桑園通間）電線共同溝管理図作成業務
-----	-----	---

1. 積算金額

区 分		設計金額（円）
業 務 委 託 費		
内 訳	業 務 価 格	
	消費税相当額	

業務説明書

1. 概要

管理図作成 L=207m

2. 場所

札幌市中央区南14条西13丁目ほか

3. 期間

契約書に示す着手の日から令和 8年 3月10日までとする。

4. 図面

別添のとおり（図面2枚）

5. 仕様書

電線共同溝技術マニュアル(案)（北海道無電柱化推進協議会）、電線共同溝(道路保全技術センター)、北海道開発局道路設計要領、道路事業設計要領(北海道建設部)、札幌市土木設計業務共通仕様書、その他関係資料並びに特記仕様書によること。

6. 特記仕様書

別添のとおり。

■ 特記仕様書（共通） ■

1 役務の目的

本役務の目的は以下のとおりである。

- ・ 米里・行啓通(南 14 条西 13 丁目 939 番 2 地先～福住・桑園通間)電線共同溝新設工事に伴う管理図の作成

2 業務着手日

令和 7 年 5 月 30 日を業務着手日（想定）とする。

3 業務内容

項目	設計条件
設計項目・数量	① 管理図作成業務 L=207m
工区割りの有無	有（路線ごとに分割する） ・ 無

4 電子納品

- 1) 本業務は電子納品対象業務とする。なお、電子納品の運用にあたっては「電子納品に関する手引き【土木業務編】」（以下、「手引き」という。）に基づいて行うものとする。
- 2) 成果品は、「手引き」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R、DVD-R 等）で 2 部提出する。「手引き」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、疑義がある場合は担当職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。
- 3) 成果品の提出の際には、業務中及び業務完了前にシステムチェックとウイルスチェックを実施したうえで提出すること。
- 4) 図面データについては、本市で使用している AutoCAD のバージョンを担当職員に確認し、同ソフトにおいて文字化け、フォントサイズによるずれ等が発生しないよう、成果品を作成すること。また、図面内に図表を配置する場合は、併せて元データを提出すること。

5 納入成果品

納入成果品は以下のとおりとする。

(1)	図面	縮小製本 1 部、電子データ 1 式
		電子媒体での納入については PDF 形式および dwg 形式とする。
(2)	管理台帳 連系設備引渡書 数量計算書 報告書	製本 1 部、電子データ 1 式
		電子媒体での納入については PDF 形式および、広く一般に使用されている形式（Word、Excel 等）とする。
(3)	整備計画書	縮小製本 1 部、電子データ 1 式

※各成果品の提出時期については監督員と協議すること

6 設計協議について

打合せには主任設計者が立ち会うこと。中間打合せ回数は 1 回とする。また、管理図作成に係る打ち合わせを行う場合、必要に応じて工事請負業者を含めて行うこと。

7 個人情報の取り扱い

受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

8 設計根拠等

設計計算等において、その決定根拠及びそれに基づく文献等（頁）については明確にすること。

9 環境負荷低減への取組み

受注者は設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等を視点に取り入れた設計を行うこと。なお、工法の選定に際しても、十分に周辺環境への影響に配慮すること。

また、「札幌市グリーン購入ガイドライン」に基づき、本業務に係る物品の使用に努めること。

(URL ; http://www.city.sapporo.jp/kankyo/management/ems_torikumi/green.html)

10 主任設計者・照査技術者について

本業務の主任設計者及び照査技術者は、下記の条件を満たす者とする。

① 主任設計者は、下記資格要件分類表の(Ⅲ)の要件を満たす者とする。

② 照査技術者は、下記資格要件分類表の(Ⅲ)の要件を満たす者とする。

資格要件分類表

要件分類	資 格	
	主任設計者	照査技術者
資格要件(Ⅰ)	技術士(建設部門-道路、総合技術管理部門-建設-道路)、RCCM(道路)のいずれかの資格保有者	
資格要件(Ⅱ)	技術士(建設部門、総合技術管理部門-建設、RCCM(道路)のいずれかの資格保有者	
資格要件(Ⅲ)	技術士(建設部門、総合技術管理部門-建設)、RCCM(別表1)のいずれかの資格保有者、又は、建設コンサルタント等の業務について実務経験(大学・短大・高専卒20年、高卒22年、その他25年以上)を有する者。	技術士(建設部門、総合技術管理部門-建設)、RCCM(別表1)のいずれかの資格保有者
資格要件(Ⅳ)	技術士(別表2)、RCCM(別表3)のいずれかの資格保有者、又は、建設コンサルタント等の業務について実務経験(大学13年、短大・高専卒15年、高卒17年以上)を有する者。	技術士(別表2)、RCCM(別表3)のいずれかの資格保有者

別表1

R C C M	河川、砂防及び海岸・海洋	都市計画及び地方計画
	港湾及び空港	鋼構造及びコンクリート
	道路	トンネル
	鉄道	施工計画、施工設備及び積算
	造園	建設環境

別表2

技 術 士	建設、総合技術管理-建設	:(科目問わず)
	上下水道、総合技術管理-上下水道	:上水道及び工業用水道、下水道
	農業、総合技術管理-農業	:農業土木
	森林、総合技術管理-森林	:森林土木
	水産、総合技術管理-水産	:水産土木
	応用理学、総合技術管理-応用理学	:地質

別表3

R C C M	河川、砂防及び海岸・海洋	造園
	港湾及び空港	都市計画及び地方計画
	電力土木	地質
	道路	土質及び基礎
	鉄道	鋼構造及びコンクリート
	上水道及び工業用水道	トンネル
	下水道	施工計画、施工設備及び積算
	農業土木	建設環境
	森林土木	水産土木

13 その他

- ・ 役務内容について、不明な点、疑義等が生じた場合は、担当職員と協議すること。
- ・ 本役務で知り得た情報については、一切第三者に漏らしてはならない。
- ・ 電線共同溝管理図及び電線共同溝整備計画書作成にあたっては、工事施工者及び電線共同溝参画企業と綿密な調整を図ること

■ 特 記 仕 様 書（管理図作成） ■

1 管理図の作成

(1) 役務内容

電線共同溝新設工事のうち、電線共同溝部分の出来形に合わせて本市が貸与する図面（CAD）データを変更・修正・追記するものとする。変更・修正に当たっては、CAD のレイヤー機能を活用し、以下の図面を効率よく出力できるよう工夫すること。

- ① 変更部分を朱書きとした新旧併記図面
- ② 最終出来形図（85 枚）

(2) 提出種類

図面 CAD データを電子媒体に記録し、提出すること。管理図としての印刷製本は不要。

(3) 成果品提出時期

当該図面は、以降に記載する調書類作成の基礎資料となるものであることから、電線共同溝新設工事のうち電線共同溝敷設工の完了を目処に、速やかに図面データを提出できるよう逐次作業を進めること。なお、提出の時期については、担当職員の指示による。

2 整備計画書（変更）の作成

(1) 役務内容

電線共同溝新設工事に先立ち作成された整備計画書（当初）を電線共同溝新設工事の出来形に併せて変更し、整備計画書（変更）を作成するものとする。変更に当たっては、本市が貸与する当初計画データ（エクセル・ワード）を修正するものとし、内容は以下のとおりとする。

①整備計画書

- 敷設計画書
- 建設負担金資金計画書
- 建設負担金算定調書（電線管理者毎）
- 企業別建設負担金延長算出調書
- 電線共同溝占用数量調書（一覧表）
 - ・電線共同溝占用数量調書
 - ・電力系（縦断部、横断部、引込部、連系部）占用数量集計
 - ・電力A社（下り）（縦断部、横断部、引込部、連系部）占用数量
 - ・通信系（縦断部、横断部、引込部、連系部）占用数量集計
 - ・通信A社（下り）（縦断部、横断部、引込部、連系部）占用数量
 - ・通信B社（下り）（縦断部、横断部、引込部、連系部）占用数量

②図 面

・位置図（1：10000）

・図 面

- ・電線共同溝整備計画図（平面図）
- ・縦断図
- ・土工定規図
- ・ケーブル収用形態図
- ・特殊部管路配置図
- ・地上機器部組立図、通信接続部組立図
- ・幹線管路線形図
- ・引込管路線形図、連系管路線形図（縦断図含む）
- ・占用予定者別占用部分図（電線管理者毎）
- ・その他、担当職員が指定する図面

※ 1. 管理図の作成で作成した図面（いずれも最終出来形図）を流用・添付。

(2) 中間成果の提出

役務期間中、電線共同溝新設工事のうち電線共同溝敷設工の完了を目処に、速やかに「**整備計画書（変更）（案）**」を電子ファイルで提出し、各電線管理者に確認の後、担当職員の指示により必要に応じて修正を行うこと。なお、各電線管理者への内容確認作業は、担当職員が行う。

(3) 成果品の提出

「整備計画書（変更）」のデータを電子媒体に取りまとめ、提出すること。また、①整備計画書、②図面（縮小製本）を印刷・ファイリングし、1部提出すること。

3 電線共同溝管理台帳の作成

(1) 役務内容

本市が電線共同溝を管理する上で必要となる管理台帳を作成する。別紙「電線共同溝管理台帳作成要領」に基づき、エクセルファイルで作成するものとする。また、台帳の管路配置図は、オートシェイプでの作成を標準とする。

(2) 中間成果の提出

役務履行期間中、電線共同溝新設工事のうち電線共同溝敷設工が完了し、電線管理者による入線作業開始を目処に、速やかに「**電線共同溝管理台帳（案）**」を電子ファイルで提出し、担当職員の指示により必要に応じて修正を行うこと。なお、内容確認作業は、担当職員が行う。

(3) 成果品の提出

電線共同溝管理台帳のデータを電子媒体に取りまとめ、提出すること。また、電線共同溝管理台帳を印刷・ファイリングし、1部提出すること。

4 連系設備引渡書の作成

(1) 役務内容

電線共同溝整備工事の完了後、各電線管理者に提出する連系設備引渡書を作成するものとする。作成にあたっては、本市が指定する様式（エクセル・ワード）に必要な事項を記入するものとし、内容は以下のとおりとする。

① 連系設備引渡書関連書類

- ・引渡設備内訳書（連系設備部分 電線管理者毎）

② 図 面（共通）

- ・位置図（1：10000）
- ・図 面
 - ・電線共同溝整備計画図（平面図）
 - ・縦断図
 - ・連系設備立上詳細図
 - ・連系管路線形図（縦断図含む）
 - ・その他、担当職員が指定する図面

※ 1. 管理図の作成で作成した図面（いずれも最終出来形図）を流用・添付。

③ 連系設備部写真

- ・連系設備部の写真は、JPG形式のものを担当職員が工事請負者より入手し提供するので、電線管理者毎に取りまとめること。

(2) 中間成果の提出

役務履行期間中、電線共同溝新設工事のうち電線共同溝敷設工が完了し、電線管理者による入線作業開始を目処に、「**連系設備引渡書（案）**」を電子ファイルで提出し、各電線管理者に確認の後、担当職員の指示により必要に応じて修正を行うこと。なお、各電線管理者への確認作業は、担当職員が行う。

(3) 成果品の提出

「連系設備引渡書」のデータを電子媒体に取りまとめ、提出すること。また、①連系設備関連書類、②図面（縮小製本）、③連系設備部写真を印刷・ファイリングし、1部提出すること。

5 数量調書・図面の修正

(1) 役務内容

上記電線共同溝新設工事のうち、電線共同溝部分の出来形に合わせて本市が貸与する数量調書・図面データを変更（※ 電線共同溝敷設にかかる部分のみとし、道路改築等の関連部分は含まない。）するものとする。

(2) 提出種類

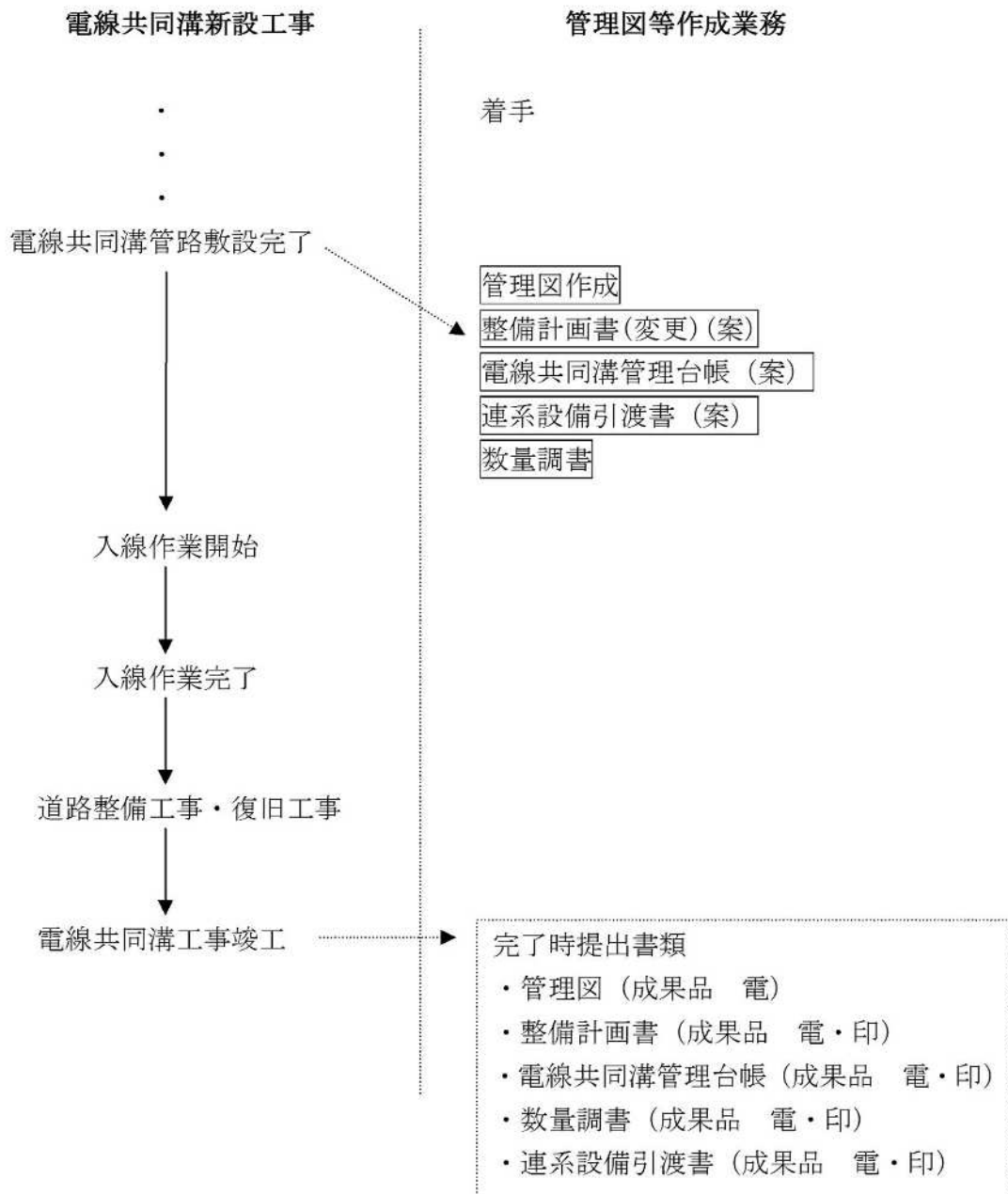
修正した数量調書・図面データを電子媒体に記録し、提出すること。また、数量調書・図面を印刷・ファイリングし、1部提出すること。

(3) 成果品提出時期

電線共同溝新設工事のうち電線共同溝敷設工の完了後、データを速やかに提出できるよう逐次作業を進めること。なお、提出の時期については、担当職員の指示による。

【参考】工事実施フロー

役務履行フロー



【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項

（工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用）

（個人情報の保護に関する法令等の遵守）

第1条 受注者（受託者）は、本工事（業務）を施工（履行）するに当たって個人情報を取扱うこととなった場合は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（以下「事務対応ガイド」という。）、「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

（管理体制の整備）

第2条 受注者（受託者）は、個人情報（個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（管理責任者及び従業者）

第3条 受注者（受託者）は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）により発注者（委託者）に報告しなければならない。

- 2 受注者（受託者）は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受注者（受託者）は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により発注者（委託者）に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受注者（受託者）は、従業者を変更する場合は、事前に書面により発注者（委託者）に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（取扱区域の特定）

第4条 受注者（受託者）は、個人情報を取り扱う場所（以下「取扱区域」という。）を定め、書面により発注者（委託者）に報告しなければならない。

- 2 受注者（受託者）は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により発注者（委託者）に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受注者（受託者）は、発注者（委託者）が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(守秘義務)

第5条 受注者（受託者）は、本工事（業務）の施工（履行）に伴い直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 受注者（受託者）は、その使用する者がこの契約に係る事務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(下請契約（再委託）)

第6条 受注者（受託者）が、本工事（業務）のうち、個人情報の取扱いに係る下請契約（再委託）をする場合には、あらかじめ発注者（委託者）に書面により申請し、発注者（委託者）から承諾を得なければならない。

2 受注者（受託者）は、前項の申請をする場合には、発注者（委託者）に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

(1) 下請契約（再委託）先の名称

(2) 下請契約（再委託）する理由

(3) 下請契約（再委託）して処理する内容

(4) 下請契約（再委託）先において取り扱う情報

(5) 下請契約（再委託）先における安全性及び信頼性を確保する対策

(6) 下請契約（再委託）先に対する管理及び監督の方法

3 発注者（委託者）が第1項の規定による申請に承諾した場合には、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者（委託者）に対して下請契約（再委託）先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 発注者（委託者）が第1項及び第2項の規定により、受注者（受託者）に対して個人情報の取扱いに係る下請契約（再委託）を承諾した場合には、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先との契約において、下請契約（再委託）先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 前項に規定する場合において、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先の履行状況を管理・監督するとともに、発注者（委託者）の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7条 受注者（受託者）は、本工事（業務）を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者（受託者）は、発注者（委託者）に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第8条 受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

(1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。

- (2) 組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業員の監督を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9条 受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報について、本工事（業務）以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第10条 受注者（受託者）は、発注者（委託者）と受注者（受託者）との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、発注者（委託者）が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第11条 受注者（受託者）は、本工事（業務）の終了時に、本工事（業務）において利用する個人情報について、発注者（委託者）の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者（委託者）に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受注者（受託者）は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者（委託者）から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受注者（受託者）は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受注者（受託者）は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、発注者（委託者）に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第12条 受注者（受託者）は、発注者（委託者）から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受注者（受託者）は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第13条 発注者（委託者）は、本工事（業務）に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者（受託者）及び下請負人（再委託者）に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

- 2 発注者（委託者）は、前項の目的を達するため、受注者（受託者）に対して必要な情報を求め、又は本工事（業務）の処理に関して必要な指示をすることができる。

（事故時の対応）

第14条 受注者（受託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者（委託者）に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者（委託者）の指示に従わなければならない。

- 2 受注者（受託者）は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者（委託者）その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 発注者（委託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第15条 発注者（委託者）は、受注者（受託者）が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する工事（業務）の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受注者（受託者）は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者（委託者）に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第16条 受注者（受託者）の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって発注者（委託者）に対する損害が発生させた場合は、受注者（受託者）は、発注者（委託者）に対して、その損害を賠償しなければならない。

令和 7 年 度

業務設計書（見積参考）

業務名： 国庫補助事業 3・4・14米里・行啓通（南14条西13丁目939番2地先
～福住・桑園通間）電線共同溝管理図作成業務

本設計書は、発注者の施工計画に基づいて作成した設計図書の一部を、見積り算定の参考として提示するもので、
契約上、これを拘束するものではありません。

令和 7 年 4 月 単価適用

建設局土木部工事課街路工事三係

設計総括表（金抜き）

業務番号		業務名	国庫補助事業 3・4・14米里・行啓通（南14条西13丁目939番2地先 ～福住・桑園通間）電線共同溝管理図作成業務	当 初	業務	設計業務		
					項目	道路構造物設計		
項目・工種・種別				単位	数量	数量増減	摘要	
道路構造物設計				式	1			
電線共同溝(C・C・Box)設計				式	1			
電線共同溝(C・C・Box)詳細設計				式	1			
詳細打合せ				式	1			
直接経費				式	1			
直接経費				式	1			
旅費交通費				式	1			
電子成果品作成費				式	1			
直接原価				式	1			
直接経費及び間接原価（その他原価				式	1			
業務原価				式	1			
一般管理費等				式	1			
設計業務価格				式	1			

設計総括表（金抜き）

[illegible]

設計内訳書（金抜き）

業務番号		業務名	国庫補助事業 3・4・14米里・行啓通（南14条西13丁目939番2地先 ～福住・桑園通間）電線共同溝管理図作成業務	当 初	業務	設計業務	
					項目	道路構造物設計	
項目・工種・種別・細別			規格	単位	数量	数量増減	摘要
道路構造物設計				式	1		
電線共同溝(C・C・Box)設計				式	1		
電線共同溝(C・C・Box)詳細設計				式	1		
電線共同溝(C・C・Box)詳細設計(全体			設計延長 207m 予備設 計成果有 補正地域な し	式	1		内-1号
詳細打合せ				式	1		
打合せ			中間打合せの回数 1回	式	1		内-2号
直接経費				式	1		
直接経費				式	1		
旅費交通費				式	1		
旅費交通費(率計上)				式	1		内-3号
電子成果品作成費				式	1		
電子成果品作成費				式	1		内-4号

設計内訳書（金抜き）

業務番号		業務名	国庫補助事業 3・4・14米里・行啓通（南14条西13丁目939番2地先 ～福住・桑園通間）電線共同溝管理図作成業務	当 初	業務	設計業務	
					項目	直接原価	
項目・工種・種別・細別			規格	単位	数量	数量増減	摘要
直接原価				式	1		
直接経費及び間接原価（その他原価				式	1		
業務原価				式	1		
一般管理費等				式	1		
設計業務価格				式	1		
消費税等相当額				式	1		
業務委託料				式	1		

一式当たり内訳書（金抜き）

第 1号内訳書	電線共同溝(C・C・Box)詳細設計(全体設計)				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2025. 04 2025. 04 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
設計計画		207m 有 補正地域なし	箇所	0. 6		単一 1号
全体設計(平面・縦断線形設計)		207m 有 補正地域なし	箇所	0. 6		単一 2号
全体設計(数量計算)		207m 有 補正地域なし	箇所	1		単一 3号
関係機関との協議用資料作成		207m 有 補正地域なし	箇所	1		単一 4号
照査		207m 有 補正地域なし	箇所	1		単一 5号
報告書作成		207m 有 補正地域なし	箇所	1		単一 6号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

[illegible]

一式当たり内訳書（金抜き）

[illegible]

一式当たり内訳書（金抜き）

[illegible]